

ホテル火災対策検討部会における中間報告

予防課

1 はじめに

消防庁では、平成24年5月13日に発生した広島県福山市のホテル火災を踏まえ、「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「ホテル火災対策検討部会」を発足し、ホテル・旅館等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等について検討を進めてきたところですが、このたび10月10日に中間報告書を取りまとめましたので、概要を次のとおり紹介します。なお、本報告書の詳細については、消防庁のホームページ（URL: <http://www.fdma.go.jp>）を参照してください。

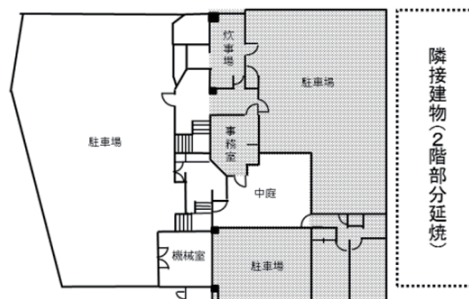
いた。

また、福山市においては、建築基準法に適合していない項目として、階段の防火区画（たて穴区画）が設けられていないことなど、8項目を指摘しており、さらに消防法上の不備事項として、消防用設備等の点検報告の未報告や自衛消防訓練の未実施、屋内消火栓の一部不備を最終査察時に指導しており、これら3項目を同時に指導した回数は過去25回に上っている。

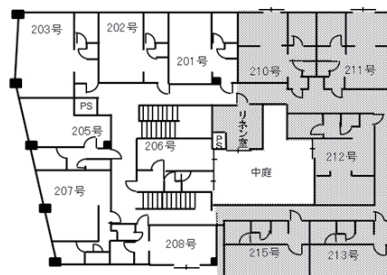
出火原因等については調査を継続しているところであるが、この火災における多数の死者、負傷者が発生した被害拡大の要因として以下の事項が考えられる。

火災建物の平面図

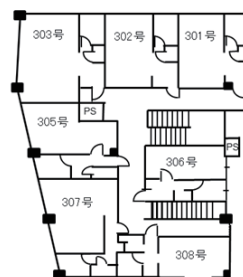
【1階平面図】



【2階平面図】



【3階平面図】



(凡例)

□ 鉄筋コンクリート造
■ その他の構造

2 広島県福山市ホテル火災の概要

平成24年5月13日早朝、広島県福山市のホテルにおいて、死者7名、負傷者3名（うち従業員1名）という重大な人的被害を伴う火災が発生した。

消防庁では、消防法第35条の3の2の規定により消防庁長官が行う火災原因調査として、現地に職員を派遣し、福山地区消防組合消防局とともに火災原因調査を行った。

建物については、当初木造2階建てが建築され、その後別棟として鉄筋コンクリート造4階建てが建築されたものであり、さらにその後、木造部分と鉄筋コンクリート造部分が一体利用されたことから違法建築物となつて



火災建物の外観



- 建築物の構造が耐火構造でないことから、出火室及びその近傍において、火災が上階に燃え抜けて拡大したこと。
- 階段部分の防火区画（たて穴区画）が設けられておらず、火災や煙が階段を經由して上階に拡大し、煙が各客室に流入したこと。
- 消火器及び屋内消火栓設備を用いた消火活動が行われていないこと。

3 全国のホテル等に対する緊急調査の結果

この火災を踏まえ、全国の3階建以上で防火管理者の選任義務を要するホテル・旅館等のうち、昭和46年以前に建築されたもの（建築基準法の防火区画等の規制が改正される以前の建物）について、建築部局と連携を図り緊急調査を行った。

主な結果は表1及び表2のとおりであるが、消防法令違反のあるものについては、重点的に改善に取り組んでいるところであり、今後もフォローアップ調査を行い違反是正の徹底を図る必要がある。

表1 消防法令違反の状況

	棟数	割合	備考
調査対象施設数 ①	797	-	-
何らかの消防法違反があるもの ②	549	68.9%	②/①
重大な違反があるもの ③	47	5.9%	③/①

※調査対象については、棟単位で実施したもの。
 ※重大な違反とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかの設備が、その設備の設置義務部分の床面積の過半にわたり設置されていないものをいう。
 ※防火管理の義務対象となる防火対象物数は41,815（平成24年3月31日現在）

表2 消防法令違反の主な内容

設備の種類	義務施設数	違反施設数		重大な違反以外の主な内容
		重大な違反	重大な違反以外	
屋内消火栓設備	426	33	76	ホース耐圧試験未実施
スプリンクラー設備	56	1	13	一部散水障害、一部未警戒
自動火災報知設備	791	17	232	感知器の一部未警戒

4 ホテル・旅館等における火災予防上の課題及びその対応の考え方

1. 各種規制について

現行の建築基準法の防火基準への不適合、適切な初期消火活動の未実施等が、早期の延焼の拡大及び煙の拡散の要因と推定されることを踏まえ、現行の各種規制について適切に遵守させることが必要である。また、小規模

なホテル・旅館等（300㎡未満）への自動火災報知設備の設置義務化について検討が必要であり、今後、他の小規模就寝施設における火災危険性を踏まえた総合的な検討を行った上で必要な措置を講ずべきである。

2. 立入検査と違反処理の推進方策について

立入検査が最近9年間未実施となっていたことを踏まえ、立入検査の実施計画策定時において、火災危険性の高い防火対象物について実施漏れがないようチェック体制を構築するとともに、建築構造の適合性も含め、的確に人命危険の高い対象物のふり分けを行い、計画的な立入検査が実施されるよう体制の整備が必要である。

また、以前の立入検査において同じ違反内容を繰り返し指摘することにとどまり、違反処理の法的措置へ移行されなかったことを踏まえ、危険性・悪質性の高い違反を選別し、厳格な違反処理に移行するよう体制の整備が必要であり、さらに建築部局等との情報共有等の一層の連携の推進や、国においても、違反処理に携わる職員の育成に係る研修等を実施すべきである。

3. 火災予防上の危険に係る公表制度のあり方について

今回の火災に鑑みても建築構造の適合性は防火安全上極めて重要であり、また、ホテル・旅館等は、不特定多数の者が利用する就寝施設で、その利用者は全国から集まるため、建物の防火安全に関する情報を有していないことがほとんどである。このことから、平成15年まで実施していた「旧適マーク制度」の仕組みを再評価し、建築構造等を含めた防火安全に関する情報を利用者に提供できる新たな制度として構築することも一つの方策となり得るものと考えられる。

「旧適マーク制度」については、消防法令に加えて建築基準法令に基づく建築構造等の3項目（建築構造、防火区画、階段）への適合性も確認していた制度であり、この「旧適マーク制度」の点検項目を基本とし、事業者の申請に基づき消防機関が認定する制度を、防火対象物定期点検報告制度等を活用して消防の検査等の負担の軽減を図り整備することが必要である。

5 おわりに

これらの提言を踏まえ、消防庁では立入検査や違反処理の確実な実施、利用者に対して防火安全に関する情報を提供できる新たな表示制度など、実効性の高い防火安全体制の確保に向けて検討を進めていく。

問い合わせ先

消防庁予防課 大嶋・齋藤
TEL: 03-5253-7523